



区職員の懲戒処分について

と き 平成 29 年 6 月 15 日(木) 発表

と ころ 練馬区役所(練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

練馬区では、地方公務員法に基づき、2 件の懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 公務外における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容
地域文化部 総括係長(55 歳・男性) 減給 1/10 1 月

(2) 概要

当該職員は、平成 26 年 4 月 6 日(日)、自家用自動車を運転中、走行してきた自転車と接触した。この事故により、相手方に、肋骨骨折の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 窃盗行為

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容
環境部 主事(50 歳・男性) 停職 3 月

(2) 概要

当該職員は、平成 28 年 10 月 31 日(月)の出勤途中、飲食店の券売機(店外設置)に付いていた鍵を窃取した。

同日の勤務終了後、窃取した鍵を返却しようと再度、当該飲食店の前まで行ったが、鍵は返却しなかった。

その後、当該飲食店付近において警察官から職務質問を受け、窃盗罪の容疑で書類送検された。

なお、窃盗罪の容疑については、平成 28 年 12 月 20 日付けで不起訴処分となっている。

このことは、地方公務員法第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

3 処分年月日

平成 29 年 6 月 12 日